

石原修三 一般質問 (H25. 2. 28)

1 老朽県営住宅の整備の方向性と点検・補修について

平成 23 年度に策定された「ひょうご 21 世紀県営住宅整備・管理計画」によると、平成 23 年 3 月末現在、県下には約 53,800 戸の県営住宅があります。県営住宅は、昭和 40 年代の高度経済成長期に大量に建設されており、昭和 50 年までに建設された戸数は約 21,900 戸と全体の 4 割を超え、徐々に老朽化が進んでいます。私の地元の神戸市西区でも、建設から 40 年余りが経過している玉津鉄筋住宅や玉津王塚鉄筋住宅の一部の棟では、すでにかんりの老朽化が進んでおり、ベランダ等のコンクリートが剥がれ落ちるなどして、入居者に大きな不安が生じております。

しかし、県の財政が厳しい中、第 2 次行革プランに基づく事業計画により、平成 25 年度の建て替え戸数は 400 戸、改修戸数も 250 戸にとどまっています。

また、一方で、県営住宅では入居者の高齢化も進んでおり、世帯主の平均年齢は 60.35 歳、65 歳以上の高齢者がいる世帯は実に 45.7%にも及んでいます。

このような中、老朽化が進む県営住宅に住む高齢の入居者の方々からは「自分たちの住宅はこの先どうなるのか」といった不安の声が届いて参ります。歳を取り今更、他所で暮らすこともできず、現在の住み馴れた環境の中

で暮らしてゆきたいとのささやかな願いを切実に訴えられます。

築 40 年を超え現に老朽化が進みつつある県営住宅については、今後、建て替えるのか、改修による長寿命化を図るのか、廃止するのか、また、その時期的な見通しはどうか、一刻も早く方針を示して説明しなければ入居者の方々の将来の生活設計を大きく変えたり、狂わせる結果を生じさせるのではないかと考えます。また、将来的な方針を決めたとしても、整備時期が来るまで何もしなくていい訳ではありません。老朽化は日々進行しておりますので、入居者の不安を払拭し、安全で安心できる快適な住環境を維持する為にも、建物の点検と補修を適切に行う必要があります。

そこで、老朽化が進行している県営住宅について、今後の整備の方向性に関し入居者にどのような情報提供を行っていくのか、また、整備までの間の点検・補修の取り組み状況はどうかお伺いします。

2 総合リハビリテーションセンターと連携した住宅の整備について

神戸市西区にある県立総合リハビリテーションセンターは、障害を持つ県民の皆様に、高度で専門的なリハビリを中心とした、保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供することを目的とする、リハビリテーションにおける県の中核施設であります。

センターを利用する方々の中には、入院してのリハビリを必要とする方も

いらっしゃいますが、入院期間のみでリハビリが終わる方ばかりではなく、退院後も、周辺地域で住宅を借りてリハビリを続ける方もいらっしゃるよう聞いています。しかし、そのような対応は金銭的負担も大きいでしょうし、住居の構造もリハビリ生活に適しているとは限りません。

一方、先ほども例に出しました玉津鉄筋住宅は、県立総合リハビリテーションセンターの隣接地に立地している県営住宅です。築後 40 年が経過してかなり老朽化が進んでいますが、将来的に県営住宅としては建て替えせず段階的に縮小する方向で検討が進んでいるように聞いております。

そこで、福祉のまちづくりを進める観点から、玉津鉄筋住宅の縮小後を見据え、総合リハビリテーションセンターで長期のリハビリを必要とする方々や障害者の方々が、日常生活を送りながら必要なサービスを円滑に受けられるような先進的モデルとなる住宅を整備することを検討されてはどうかと考えますが、当局のご所見をお伺い致します。

3 アライグマの被害防除支援について

人類や野生動物の生存基盤である自然生態系は 30 数億年の生物の歴史と進化を経て安定した豊かな生物多様性をつくりあげてきました。しかしながら、人間の様々な活動は、種の絶滅や生物の多様性の喪失の危機など、生態系への影響を及ぼし始めています。

その一つとして、我が国におけるアライグマの問題があげられます。

アライグマは、北アメリカ原産の動物で、本来、日本には生息していませんでしたが、1970年代に放送された人気アニメの影響で、ペットとして大量に輸入されるようになりました。しかし、成獣となり飼いきれなくなって捨てられたり、手先が器用なために檻から逃げ出すケースが続出するとともに、繁殖力が旺盛な上、日本には天敵がいないため、各地で急速に野生化が進んでいます。これに伴い、アライグマによる農作物への被害や、家屋へ侵入するなどの被害が深刻化するほか、我が国固有の生態系を破壊する懸念も生じています。

そこで、本県では、平成18年に「兵庫県アライグマ防除指針」を、また、平成23年には「アライグマ捕獲技術マニュアル」を策定し、防除の主体となる市町の「防除実施計画」の策定や捕獲を支援しています。

しかしながら、平成20年以降、毎年3,000頭を超える捕獲を続けているにもかかわらず、農業被害額はほとんど減っておらず、増加するアライグマの個体数を減らすには至っていないのではないかと考えられます。

これはヌートリアの例になりますが、毛皮用に輸入したヌートリアが野生化して被害が深刻化したイギリスでは、10年がかりで約7億円もの巨費をかけ、約100万頭を駆除し、ようやく根絶に成功した事例があるそうです。

このように長い時間と莫大な予算をかけなければならなくなる前に、そし

て、我が国の生態系に回復困難なダメージを与える前に、早急に対策を打つべきです。

現在、アライグマの捕獲を促進するため、県と市の負担により、捕獲経費として1頭につき3,000円が支払われるとともに、処分費用の3,000円について公費負担が行われていますが、アライグマの捕獲を更に進めるためには、捕獲に携わる人自体を増やすことも重要ではないかと思えます。

現在、本県では、40市町で「アライグマ防除計画」が策定されているため、市町などが行う一定の講習を受けて登録すれば、狩猟免許を持たない一般の県民の方でもアライグマの捕獲ができるということです。

しかし、被害に悩んでおられる県民の方々の話を聞くと、そのような取扱いはず、どうすればいいのか悩んでおられるというのが実態です。

そこで、アライグマによる深刻な農業被害や家屋侵入被害に悩んでおられる農林業従事者や県民の方々にも、アライグマの防除の戦力となってもらえるよう、狩猟免許が無くても捕獲が可能な事についてPRするとともに、捕獲講習についても、県民が参加しやすいよう被害に悩む地域で開催し、きめ細く対応するなど、一人でも多くの方々が捕獲に従事できるような支援を行えば、少ない費用で最も速く効果を生むのではないかと考えます。

このような取り組みの導入も含め、アライグマの防除支援について今後どのように進めていかれるのか当局のご所見をお伺いします。

4 青少年の健全育成について

(1) 学校と警察が連携した非行防止対策について

近年の県内における青少年の非行問題については、非行少年の検挙・補導数自体は減少傾向にあるものの、全刑法犯の約3割、街頭犯罪の5割以上を少年が占め、検挙人数の人口比で見ると実に成人の約5倍にのぼり、その内容も凶悪・粗暴化が深刻になるなど、依然として極めて憂慮すべき状況にあります。

その原因や背景としては、青少年自身の規範意識の低下、家庭のしつけや学校の在り方、地域社会の問題、価値観の多様化、少年を取り巻く環境の悪化等の要因が複雑に絡み合っていると思われます。このため、社会が一体となってこの問題に取り組むことが不可欠ですが、中でも、学校と警察とが緊密に連携して取り組んでいくことが極めて重要です。

このような問題意識のもと、昭和38年の国の通達に基づき、全国の警察署の管轄区域や市町村の区域を単位に、昨年4月1日現在で約2,700の学校警察連絡協議会が設けられています。

しかしながら、学校警察連絡協議会、以下「学警連」と略称しますが、その場が、学校と警察の幹部による単なる情報交換の場になるなど形骸化し、具体的な非行防止対策に役立っていないケースも見られるとの指摘も

あります。

このため、平成 14 年には、学警連の機能を強化し実質的な連携の場として活用する観点から、国から改めて通知が出されています。その内容を見ると、学警連の運営方法等について具体的な見直しポイントが示されるとともに、学校・警察の連携の成功事例が紹介されるなど、大変示唆に富んだ内容となっています。

また、神奈川県横浜市では、市教育委員会と神奈川県警との間で協定を締結し、少年の健全育成を目的として非行少年など問題を有する児童生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知し合う「学校警察連携制度」という仕組みを導入されています。この制度と同様の仕組みは多くの都道府県で運用されていると聞きますが、横浜市においては、この制度に基づく情報提供が盛んになるに従い、中学校内での暴力行為が大幅に減少するといった効果が見られているそうです。

本県では、青少年の非行実態を踏まえ、これらの制度の適切な運営がなされていることとは思いますが、今後、学校と警察が連携した非行防止対策を推進していくためには、より一層の充実が図られるべきと思います。

しかし、大津のいじめ自殺事件の経過を見ても、私は、学校や教育委員会の側に、警察との連携を強化することをためらう気持ちがあると感じざるを得ません。

だが、警察は、単に犯罪を摘発し事件化するだけの機関ではありません。兵庫県警においても、県警本部には「少年育成課」が、県内 12 箇所には「少年サポートセンター」が置かれるなど非行防止や非行少年の立ち直りに向けた福祉的アプローチを目的とする組織や機能を有しています。

青少年の非行問題が多様化、複雑化する現状を見れば、もはや学校だけでこの問題を抱え込むことには無理があり、青少年の健全育成を共通の目的に持つ警察の知恵や力を借りるべく、相互の連携をより一層深めていく必要があると私は思います。

そこで、本県における学校と警察の連携の現状はどうなっているのか、また、今後どのような方針で警察との連携強化に取り組もうとされているのか、教育長にお伺い致します。

(2) 教師による生徒指導のあり方について

桜宮高校の部活動における体罰によって不幸にして生徒を自死に追い込んでしまった事件を発端に、教育における体罰が大きな問題になっています。桜宮高校で起きたことは、指導した教師の意図がどうであれ、その行為自体が、教育的指導ではなく、バスケットボール部を統治するための力による威圧に成り果てていたと言わざるを得ないと思います。

部活動は、本来、生徒の健全な成長と喜びの為にあるべきです。仮に、

部活動でのプレーの内容や精度に問題があったとしても、生徒とともにその原因を探り、どうすればいいか理解させることによって改善すべきであり、身体に対する有形力の行使や制裁的な叱責が行われるべきではないと考えます。

しかしながら、児童・生徒が人の道に外れるような行動に至った時には、そのような行為もやむを得ず発生するのではないかと考えます。仮に教師と生徒の関係ではなく、親と子の関係に置き換えてみれば、厳しい指導を行わない親のほうが非難されることでしょうか。

もちろん、「体罰」を行うことは絶対に認められません。しかし、子供たちは、初めから人としての常識を持って生まれてくるわけではありません。「人としてどうあるべきか」といった抽象的な表現ではありますが、昔から多少の変化はあるとしても、社会人として、共同体に生きる人として当然持つべき価値観を教育するためには、児童・生徒に対する厳しい懲戒が必要な場面もあるのではないのでしょうか。

桜宮高校の事件を受け、今、社会には体罰はもちろん、生徒に対し指一本触れることはおろか、厳しい叱責を行うことさえ憚られるような空気が広まっています。このような状況は、現場の教師を萎縮させ、生徒指導への信念を奪い、子どもたちに人間としての生き方を教え育む聖職者から、単に学問的技術を教えるだけの人に貶めてしまうのではないのでしょうか。

その一方で、児童・生徒においては、現状を逆手に取り、社会に対する誤った認識を持たせてしまう恐れがあり、校内暴力、いじめ、学級崩壊等の問題行動を助長する結果を招く危険も高いと考えます。

社会には法律のように明文化されたルールの前に、物事の道理があるはずです。桜宮高校の体罰事件という「あつものに懲りてなますを吹く」ような状況に学校現場が陥り、その結果、児童・生徒が道を踏み外してしまつては、本末転倒ではないでしょうか。

そこで、生徒指導における理想と現実が乖離しないように、生徒への指導に対する現実的なルール作りが必要と考えますが、生徒指導に対する教師の裁量と指導のあり方、また、生徒に間違つた認識をさせないために、どのような指導がなされるべきなのか県教委のお考えをお伺い致します。

5 太陽光発電による売電事業について

東日本大震災による福島第一原発の事故により原子力発電に対する信頼が大きく揺らぎ、脱原発、再生可能エネルギーへの転換を求める声が強まる中、本県においても「多様な再生可能エネルギーの導入拡大」を県政の重点課題に掲げ、様々な施策を展開しておられます。

その中でも特に太陽光発電の普及に力を入れておられますが、来年度予算案の中では、県民への普及支援だけでなく、県自身又は県の関係団体が、県

有地を活用して売電を目的とした太陽光発電施設を整備する事業がいくつか提案されています。

例えば、企業庁では、「企業庁メガソーラープロジェクト」と銘打って、地域整備事業の未利用地や、水道・工業用水道事業用地あわせて 30.9ha に総額約 120 億円という巨費を投じ、総出力 24 メガワットもの太陽光発電設備を整備されます。

また、尼崎フェニックス事業用地では、県が財団法人ひょうご環境創造協会に土地を貸し付け、協会が事業主体となって総出力 10 メガワットの発電設備を整備されます。

さらに、淡路島公園では、財団法人淡路島くにうみ協会が 1 メガワットの発電設備を整備されますが、その建設資金 4 億円は、県が県民債を発行して資金を調達し、協会に貸し付けるとのことです。

いわゆる再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して遊休地から利益をあげながら、再生可能エネルギーの普及拡大にも貢献する、まさに一石二鳥の取り組みであると思います。

しかし、一方で、電力会社が支払う買取費用は、電気料金に転嫁され、一般の消費者、つまり県民が強制的に負担することになります。しかも、再生可能エネルギーの普及促進という政策目的から、1 キロワットアワー当たり 42 円というある意味法外な買取価格が設定されており、「確実に儲かる」と

ビジネスチャンスを見込んだ民間企業が次々と発電事業に参入するなど、さながら「太陽光バブル」といった様相を呈しています。

現在、標準的な家庭であれば、買取制度に伴う負担は一月 100 円程度ですが、太陽光発電の普及に伴い、今後その額が増加する可能性が十分あります。実際、固定価格買取制度の先進国であるドイツでは、再生可能エネルギーの普及に伴い電気料金の値上がりが社会問題化し、制度の見直しが議論されているといえます。我が国でも、そのような時代が訪れた時、県が太陽光発電で利益を上げていたら、県民はどう感じるでしょうか。税金を納めた上に、電力料金の値上げで二重の負担を強いられていると感じるのではないかと、いう懸念があります。

私は、売電事業への参入に対する県民の理解を得るためにも、初期投資を償却した後に生じる利益については、基金化するなどして県民の目に見える形で広く県民の皆様に還元していくべきではないかと思っています。例えば、自然から得た利益ですから、休耕田や耕作放棄地などの再生に活用するなど、環境保全などの対策に活用されてはどうでしょうか。

企業庁や環境創造協会らは、独立採算により特定の事業を行うための組織であり、その利益を目的外の事業や県の一般施策に活用することは難しい面もあるかもしれません。しかし、そのような理屈は職員の間では通用しても、県民に理解していただくのはまず困難です。単に、県が売電事業で儲けてい

るとしか見えないでしょうから、何らかの形で知恵を絞っていく必要があると思います。

そこで、県が関与した太陽光発電による売電事業を開始するに当たり、投資費用回収後の利益はどれくらい見込んでいるのか、また、その利益をどのように活用しようとしているのか、先ほどの提案も踏まえた当局の考えをお伺いします。

6 草谷川の改修計画について

私は、平成 11 年の 2 月定例会において、明石川流域の天上川、加古川流域の草谷川の改修促進について質問いたしました。

天上川については、改修事業に取り組んでいただいた結果、おかげをもちまして平成 25 年度には事業が完成する見込みです。地域住民の皆様にご代わりまして、心から感謝を申し上げる次第です。

一方の草谷川については、当時の前田土木部長から「下流から順次護岸整備を進めており、今後も事業の促進に努めてまいりたい」との答弁を頂きましたが、下流部の加古川市や稲美町内は改修が進んでいるものの、神戸市内に入ると 14 年が経過した今もほとんど改修は進んでいません。

この間、平成 23 年の台風により、草谷川では 6 箇所で大規模な災害が発生し、地域の住民の皆様にも不安が生じております。また、草谷川の周辺では、国道

175号神出バイパスがまもなく供用されますが、新たな道路整備による路面の舗装に伴い、地面に染み込む雨水が減少し、草谷川に流れ込む水が増加する恐れがあります。調整池も整備されているとは聞きますが、近年、ゲリラ的な集中豪雨が多発しており、処理能力を超えた雨により更なる災害を引き起こす可能性も否定できません。

草谷川流域の地域住民の安全・安心を確保するためにも、一日も早い改修が望まれますが、現在の進捗状況と今後の計画的な改修の見通しについて伺い致します。